

戸田建設株式会社「(仮称)五島市沖洋上風力発電事業環境影響評価  
方法書」に対する勧告について

平成29年8月8日  
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)五島市沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、戸田建設株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所： 長崎県五島市崎山沖  
原動力の種類： 風力(洋上)  
出 力： 最大22,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 9月28日
環境大臣意見受理	平成28年12月 9日
経済産業大臣意見発出	平成28年12月15日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 2月20日
住民意見の概要等受理	平成29年 4月14日
長崎県知事意見受理	平成29年 6月30日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 8月 8日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、松井  
電話：03-3501-1742(直通)

戸田建設株式会社「(仮称)五島市沖洋上風力発電事業環境影響評価  
方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象実施区域の周辺は、多くの種類の渡り鳥が行き交う海域となっていることから、専門家等の意見や文献、最新の知見等を踏まえ、影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 世界遺産候補地からの景観については、関係機関と十分に協議を行い、視認しやすい時期や天候を考慮したフォトモンタージュ法等を用いて、影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。